

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和4年2月定例県議会に提案される福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和4年2月18日

教 育 長

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

国において育児休業制度が見直されることに鑑み、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和を行うほか、所要の規定の整備を行うもの

2 改正の概要

(1) 非常勤職員の育児休業取得要件の緩和

要件のうち「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である」ことを廃止する。

【参考】非常勤職員の育児休業取得要件（条例第2条関係）

ア 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である者 ⇒ **廃止**

イ 非常勤職員の養育する子が1歳6か月に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない者

ウ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める者（※1週間の勤務日が3日以上である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で1年間の勤務日が121日以上である者）

※ 「福岡県職員の育児休業等に関する規則」第1条の2で規定

(2) 非常勤職員の部分休業に係る規定の整備

部分休業の取得要件、承認及び給与の取扱いについて規定の整備を行う。

(3) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次の措置に係る規定を整備する。

- ① 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
- ② 勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）

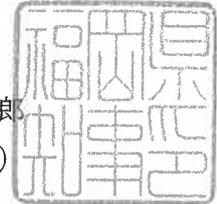
3 施行期日

令和4年4月1日

3 人 第 1 4 2 2 号
令和 4 年 1 月 3 1 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(総務部人事課総務係)



条例の提案に対する意見の聴取について

令和 4 年 2 月 定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 提案条例案

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

2 回答期限

令和 4 年 2 月 2 日

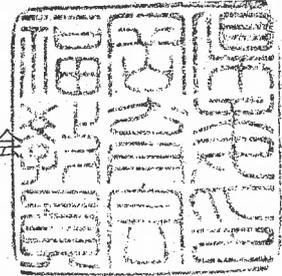
3教総第2328号

3教教第3747号

令和4年2月2日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対1月31日3人第1422号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

第 号議案

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和四年二月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

国において育児休業制度が見直されることに鑑み、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例

福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第七条第二項中「会計年度任用職員」の下に「（以下「会計年度任用職員」という。）」を加える。

第八条中「地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する」を削る。

第二十二条中「育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員
- 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

第二十三条第一項中「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第二項中「職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四

十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第二十四条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）第九条第四項第三号及び第十条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第九条第四項第四号において一般職員の例により算出することとされる勤務一時間当たりの給与額又は同条例第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額して給与を支給する。

第二十六条を第二十八条とし、第二十五条の次に次の二条を加える。
（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第二十六条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員

の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第二十七条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
 - 二 育児休業に関する相談体制の整備
 - 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。